平成２２年（フ）第４３８号
岐阜市本郷町４丁目34番地
債務者　吉村　和晃
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　圭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４６３号
岐阜県関市下有知3819番地
債務者　畑佐　信光
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　幸江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月11日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４６４号
岐阜県関市下有知3819番地
債務者　畑佐　清子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　幸江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月11日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第３７７６号
大阪市住吉区苅田３丁目13番22号　フローラルハイツ103号
債務者　石橋　清巳
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３７７７号
大阪市住吉区苅田３丁目13番22号　フローラルハイツ103号
債務者　石橋　京子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３４９号
大阪府枚方市中宮東之町17番15―303号
債務者　米谷　周平
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２４２号
大阪市東住吉区湯里５丁目４番９号
債務者　高野　浩明（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７４８号
大阪市平野区喜連西１丁目10番１―707号
債務者　田邊　喜好
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９５６号
大阪府枚方市招提南町３丁目18番12―303号
債務者　角田　昭子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１６７号
大阪府茨木市大池２丁目27番29号
債務者　佐々木　新
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２６４号
大阪市東住吉区中野３丁目１番11―507号
債務者　田中よしえ（旧姓鍵窪・鈴木）
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３７３号
大阪府茨木市鮎川１丁目５番15号
債務者　小松　蓉子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４７９号
大阪府高槻市芝生町３丁目22番10号
債務者　山根　　望
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４８３号
大阪府八尾市東山本町８丁目５番25号
債務者　青木　弥生
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５１６号
大阪府高槻市南平台３丁目27番28―204号
債務者　山口美知子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５２９号
大阪府東大阪市吉田６丁目２番７号
債務者　捧　　倫夫
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５３７号
大阪市西成区長橋１丁目９番４号
債務者　樋口　尚美
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５９６号
大阪府高槻市北大樋町７番６号
債務者　山中　正輝
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部